

パブリックコメント（意見公募）の実施結果について

- ・案 件 名 伊東市公共下水道全体計画区域見直し（案）
- ・実 施 期 間 令和8年6月26日（金）から令和8年7月27日（月）まで
- ・担 当 課 下水道課
- ・意見提出数 1人・4件

「伊東市公共下水道全体計画区域見直し（案）」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	頁	意見内容	市の考え方
1	2	(3)下水道全体計画の見直しの背景 現全体計画は、公共用水域の水質の保全を目的とし、概ね伊東大川に生活排水が流入する区域と宇佐美地区及び川奈地区は海水浴場に生活排水が流入する区域を計画区域になっていると思いますが、見直しの説明では、「現在・・省略・・とどまっております、今後の整備には多大な歳月と費用を要することが大きな課題となっています。また、以後省略。」であります、時間と費用のことだけで、現在の公共用水域の保全状況や、今回の見直しで全体計画外になる地区の生活排水による公共用水域の影響や、将来の水質保全をどのように確保するのか明記すべきと思います。	今回の見直しは、近年の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増している中で、将来にわたり安定して下水道事業を継続できるよう、汚水処理の最適化の観点から整備計画区域を見直すことで経営の健全化を図るとともに、市民全体の公共用水域の保全にかかる負担の軽減を目指しております。 現在の公共用水域の水質は、下水道区域内を流れる伊東大川をはじめ、市内南部を流れる河川等全31か所で概ね良好な状況であります。 また、今回の見直しで全体計画の区域外となった地域においては、合併処理浄化槽への転換を促進することで、公共用水域の水質は下水道整備と同様に保全されるものと見込んでおり、公共用水域に影響を及ぼすことなく、生活環境の向上及び良好な水質保全の確保がされるものと考えております。 なお、明記すべきとのご指摘については、今後作成する資料の

			参考とさせていただきます。
2	2	経営の健全化と併せ有収率向上対策の早期実施が最重要課題と思います。	有収率向上は、人口減少等による使用料収入の減少や下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大が見込まれる中、経営の健全化を図る上で、経営課題と認識しておりますことから、令和6年度からは不明浸入水の調査も実施しており、今後も継続的に有収率の向上に取り組んでまいります。
3	5 8	2.下水道全体計画見直し方法では、公共下水道と合併処理浄化槽の経済比較（コスト比較）を行うことになっていますが、その結果が明記されていないと思われます。また、P15の見直し結果でも管渠事業費と経済比較されていないと思われます。もし、合併処理浄化槽の新設は設置者負担なので、計上しないとすれば2の見直し方法と異なるのではないのでしょうか。	経済比較は、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、水質保全にかかる費用の算出を検討単位区域毎に以下の計算手法（概略）により実施しています。 見直し結果としては、合併処理浄化槽による個別処理費（③）が下水道による整備費（①、②の合計）より低コストとなった検討単位区域を除外区域として示しております。 なお、当該比較は、水質保全にかかる費用の経済比較であって、設置者負担の大小による比較ではありません。 ○検討単位区域毎の下水道による整備費 ①管きょ整備費÷耐用年数＋維持管理費 ②処理場・ポンプ場建設費÷耐用年数×汚水量按分率＋維持管理費 ※接続率及び企業債利息を考慮しております。 ○検討単位区域毎の合併処理浄化槽による個別処理費 ③合併処理浄化槽設置工事費÷耐用年数＋維持管理費
4	—	今回全体計画外となった地区に対して、計画外なので市は何もしないのではなく、公共用水域の保全から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改築工事について手厚い補助等を検討する必	見直しにより全体計画の区域外となる区域については、これまでも単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する際に、設置工事費及び宅内配管工事費に対して、合併処理浄化槽設置費補助金を

		要があると思います。	交付しております。 また、本市は、県内でも単独処理浄化槽の設置数が多いことから、今後、公共用水域の保全の観点からも、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をしていただけるよう、補助制度等について、検討してまいります。
--	--	-------------------	---